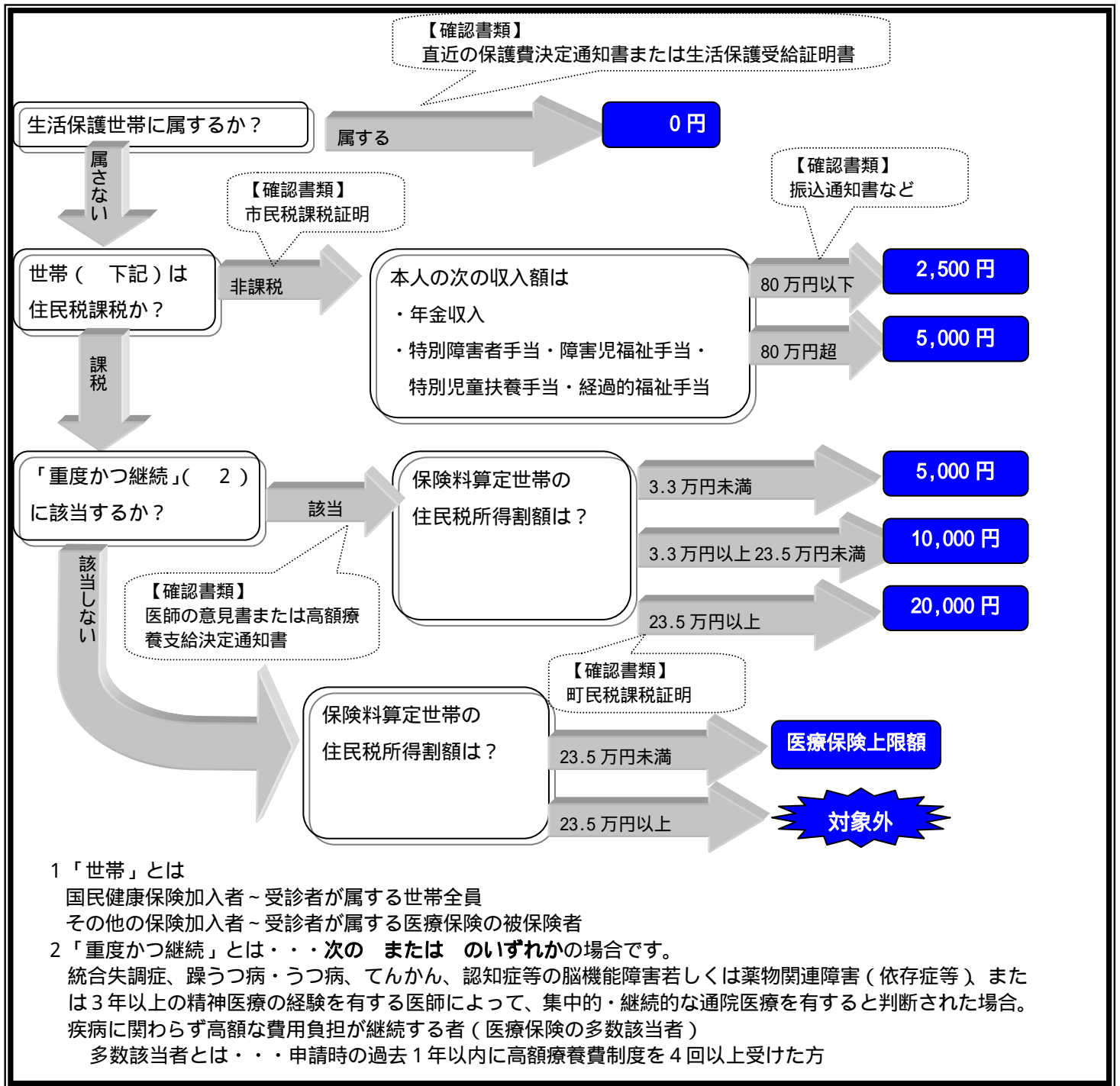


# 【自己負担上限額確認の流れ】



1 「世帯」とは

国民健康保険加入者～受診者が属する世帯全員  
 その他の保険加入者～受診者が属する医療保険の被保険者

2 「重度かつ継続」とは・・・次の または のいずれかの場合です。

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）、または3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合。疾病に関わらず高額な費用負担が継続する者（医療保険の多数該当者）  
 多数該当者とは・・・申請時の過去1年以内に高額療養費制度を4回以上受けた方